

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い

長澤秀

はじめに

- 一 朝鮮人鉱夫の労働
 - 1 強制連行前史
 - 2 常磐炭田への強制連行
 - 3 朝鮮人労務管理（以上本号）
 - 4 労働と生活（以下次号）
 - 5 死傷者
- 二 朝鮮人鉱夫の闘い
 - 1 戦時下の抵抗
 - 2 八・一五解放直後の闘い

された朝鮮人強制連行⁽¹⁾に関する調査研究は、近年各地で進められ、その研究成果も若干発表されている。しかし、この研究課題が持つ研究意義の重要性に比べて、現在までの成果は質、量ともに依然不十分な段階にある。即ち、会社、産業、地域別の個別実証的な研究蓄積の貧弱さが、研究の質的掘り下げや理論的総括を阻んでいるといえよう。

ところでこの分野における従来の研究は、単に朝鮮労働者階級の労働や生活実態の悲惨さのみを描き、強調する傾向が強かつた。もちろん日本帝国主義の野蛮性——戦時下では増幅された——を暴露し、さらに日帝、独占資本の民族排外主義に追随した日本労働者階級の弱点を自己批判しなければならぬのは当然である。しかし、朝鮮労働者階級の悲惨さを強調し、日本労働者階級の民族排外主義を追究するだけでは、日朝両国人民大衆が戦時下の自己の歴史体験に全く誇りを持ちえず、結局、両国人民大衆間に連帯の

国家総動員体制下に「労務動員計画」（一九三九～四一年度）、「国民動員計画」（四二～四五年度）の一環として強行

基盤を強固に構築することは困難ではないだろうか。この点に関して筆者は、朝鮮労働者階級は戦時下の最も苛酷な弾圧下でも日帝、独占資本に抵抗し続けたし、また日帝による日朝民族間の分断対立政策、民族排外政策にもかかわらず、日朝労働者階級間には戦時下にも底辺労働者同士の友好、連帯の歴史が脈々と続いたこと。そしてこれらの日本両国民大衆の歴史体験が、八・一五日帝敗戦直後に日本各地で実現した朝鮮労働者階級の積極的闘い、及びこれに対する日本労働者階級の共感、支持及び政治的覚醒へと発展した」という仮説を持つてゐる。

このような認識に立つて、小論では最も多数の朝鮮人が強制連行された産業である石炭産業に着目し、とくに常磐炭田をとり上げてみたい。というのは、常磐炭田は九州、北海道の諸炭田に比べればその規模は相対的に小さく、動員された朝鮮人の人数も少なかつた。しかし、戦時下の常磐炭田ではその地理的特殊性から他炭田以上に労働強化を伴う増産増送が強行されたこと、八・一五解放直後の朝鮮人の闘いが日本共産党と結成直後の朝連（在日本朝鮮人連盟）中央の直接指導を受けて展開した全国で唯一の例であったこと等の特色があり、先の仮説を実証する条件が比較的整つてゐると思われるからである。

小論の目的は二つある。第一に、戦時下常磐炭田の朝鮮

先の仮説を実証したい。

註

- (1) 朝鮮人強制連行の定義は、かならずしも確立してはいない。
たとえば空間的に見れば「勞計」「國計」の一環として朝鮮半島から労務動員された朝鮮人男子は、日本（現有の領土）のほか満州、南樺太、千島、南洋群島、南方地域など、いわゆる「大東亜共栄圏」内に広く分布している（また、日本に既に居住していた朝鮮人も、国内の産業に動員された）。時間的に見てもいわゆる「募集」「官斡旋」「徵用」の連行手続（法令）上の差異があるしさらに言えば、朝鮮人強制連行強制労働を同様に労務動員された中国人や連合軍俘虜の場合と同一に考えてよいかどうか、議論の余地があろう。
- (2) 戰時下常磐炭田の朝鮮人鉱夫について論述した主な単行本と論文は次の通り。

- 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』（未来社 一九六五）
福島県編（庄司吉之助執筆）『福島県労働運動史・戦後編 第一巻』（一九七一）
石田真弓『故郷はるかに——常磐炭礦の朝鮮人労働者との出会い——』（アジア問題研究所 一九八五）
拙稿『常磐炭田における朝鮮人労働者について』（駿台史学』四〇号 一九七七、三）
大塚一二「常磐炭礦を中心とした戦中朝鮮人労働者について』（『東北経済』六四号 一九七八、三）

人鉱夫の労働と生活の実態を正確に把握し、植民地出身労働者としての特質を浮き彫りにすること。第二に、日本帝國主義、石炭独占資本の支配と抑圧に抵抗した朝鮮人鉱夫の闘い、及び日本労働者階級との連帯の事実を戦時下と八・一五解放直後に亘って掘り起こし、これらに正当な歴史的評価を与えること、即ち先の仮説を具体的に実証することである。しかし、常磐炭田に動員された朝鮮人の総数や死傷者数など最も基本的な事実すら判然としない現状から、小論ではまず数量的諸側面から朝鮮人強制連行の実態を概括的に把握することに努める。そして各炭鉱別に朝鮮人鉱夫の労働と生活の実態を日本人鉱夫と比較しながら明し、さらにそれらの背景をなした個別石炭資本による朝鮮人労務管理の実際を具体的に論述したい。一方、常磐炭田の朝鮮人の闘いについては、從来日帝、石炭独占資本から無視、歪曲され全く否定的に評価されて來たが、小論では戦時下の朝鮮人鉱夫の逃走を始めとする非暴力的な抵抗にも積極的評価を行なう。また八・一五解放直後の常磐炭田の広範な朝鮮人の闘いは、占領軍の武力弾圧を受けたもの結果的に日本労働者階級の政治的自覚を促して労働組合結成に良い影響を与えたほか、その後の「平事件」（一九四九年六月）に發展するこの地域の日朝労働者人民大衆間の連帯の萌芽がこの時育まれたことを具体的に指摘して、

山田昭次「戦時下常磐炭田の朝鮮人労働者について」（近代民衆の記録・第一〇巻 在日朝鮮人所収 新人物往来社 一九七八）

- (1) 拙稿「常磐炭田における朝鮮人労働者の闘争——一九四五年一〇月——」（在日朝鮮人史研究』二号 一九七八、六）
拙稿「日帝の朝鮮人炭礦労働者支配について——常磐炭礦株式会社を中心に——」（同』三号 一九七八、一一）
拙稿「同」（続）（同』五号 一九七九、一二）
拙稿「八・一五直後の朝鮮人炭礦労働者の闘い」（いわき地方史研究』二三号 一九八六、八）
- (2) 戰時中の船舶輸送力の低下は、坑口から京浜工業地域に直接鐵道輸送できる常磐炭の需要を増大させた。このため、たとえば一九四二年にはとくに「常磐炭増産目標確保期間」（四月と五月、八月と九月の二期）が設けられ、鉱夫は公休日を返上しての増産増送を強いられた。期間中の五月二一日、久松侍従が自ら入山採炭第六坑に入坑し地下の「産業戦士」を激励している。
- (3) 日帝、石炭独占資本のみならず、常磐炭田の一部の炭鉱労働組合までがその組合史の中で、八・一五解放直後の朝鮮人の闘いを「暴動」「禍」と決めつけ、「敗戦後の無警察状態のなかに、しかも戦勝国だとして自ら威容を誇示して騒ぎ廻る鮮人」云々と記述し、露骨な民族排外主義を吐露しているほどである（常磐炭礦労働組合編・一〇周年記念労働史『俺らのあゆみ』一〇四、一〇八頁 一九五六）。
- (4) こうした記述は、單一組織としての常磐労組が、御用組合である湯本礦労組の主導下に結成されたことと大いに関係が

ある。

一 朝鮮人鉱夫の労働

1 強制連行前史

福島・茨城両県にまたがり位置する常磐炭田⁽¹⁾で資本主義的近代經營が始まつたのは、磐城炭礦社が創立された一八八〇年代である。以来、炭田の労働力給源はその多くを東北地方と北関東の農村地域に大量に存在する潜在的失業者群に求めて來た。従つて、在日朝鮮労働者階級が成立した第一次大戦以後も、常磐炭田における朝鮮人鉱夫の需要は、九州、北海道の諸炭田に比べずっと小さかつたといえる。即ち、一九二、三〇年代の常磐炭田には主に坑内労働に從事していた一〇〇～三〇〇名ほどの朝鮮人が存在した程度であつた（表1）。当時の福島・茨城両県の朝鮮人人口は合わせて二千名前後で推移し（表2）、男子の割合がかなり多く、家族数も少ない特色が見られる。朝鮮人の大部分は労働者で、とくに土工や鉱山夫、炭鉱夫が多かつた。また福島県の場合、多くの者の在住年数が一年未満で、移動性が高かつた。⁽²⁾これらを総合すると、両県内の朝鮮人は主に単身出稼ぎ型の若い男子で構成され、土木や鉱山、炭鉱などの肉

	福 島 県			茨 城 県		
	男	女	計	男	女	計
1929年6月末	1,081	202	1,283	503	79	582
30年〃	1,598	355	1,953	498	153	651
31年12月末	757	273	1,030	512	157	669
32年〃	838	283	1,121	570	225	795
33年〃	725	253	978	682	266	948
34年〃	667	263	930	790	360	1,150
35年〃	972	320	1,292	871	435	1,306
36年〃	1,048	416	1,464	838	510	1,348
37年〃	1,576	510	2,086	998	660	1,658
38年〃	1,289	617	1,906	1,232	854	2,086
39年〃	2,146	659	2,805	1,435	881	2,316
40年〃	4,365	1,184	5,549	2,605	1,272	3,877
41年〃	5,788	1,908	7,696	3,369	1,998	5,367
42年〃	7,965	2,203	10,168	4,424	2,260	6,684

出所：前表に同じ。

体労働に從事して職場（飯場）を転々とする姿が浮かびあがる。

こうした朝鮮人を福島・茨城両県の警察部は早くから治安取締りの対象と見なし、日常的に監視していた。たとえば一九二九年には、福島県警察部特別高等警察課が県内の朝鮮人を「融和親善ヲ欠キ延テ思想ノ悪化ヲ招来スルナキヲ保セス」として「融和並ニ保護善導」に努めるとともに「視察ヲ綿密ニシ取締⁽³⁾」るよう、県下の各警察署長に指示している。また、国家的行事、たとえば同年一一月に茨城県下を中心に行なわれた陸軍特別大演習の際には、福島県内の朝鮮人鉱夫まで嚴戒下に置かれ、勿来、藤原、磐城の三炭鉱には臨時に「私服巡查一名宛ヲ配置シ要注意鮮人ノ出入連絡並朝鮮労働者ノ移動ニ注意シ不穏ノ挙ニ出ツルノ余地ナカラシ⁽⁵⁾」めていた。さらに同じ頃、現場の警察官から朝鮮語を解する警察官の配置希望も出されている。⁽⁶⁾ところで一九二、三〇年代に石炭独占資本が強行した全般的な合理化過程の中で、常磐炭田でも三〇年代の前半に約三割の鉱夫が削減されたが（表3）、こうした過程で未熟練労働力である朝鮮人鉱夫が大資本を中心に淘汰されて行つたと思われる。その結果、常磐炭田の朝鮮人鉱夫数は三八年末には一〇〇余名に減少し、彼らのほとんどは日本人鉱夫より低賃金で弱小炭鉱資本に雇傭されていたといわ

表1 福島・茨城両県の朝鮮人鉱夫数

	福 島 県		茨 城 県	
	坑 内 夫	坑 外 夫	坑 内 夫	坑 外 夫
1929年6月末		0		0
30年〃		0		10
31年12月末		423		5
32年〃		0		8
33年〃		239		6
34年〃	121		13	26
35年〃	133		8	4
36年〃	75		26	2
37年〃	94		9	3
38年〃	103		18	1
39年〃	968		121	3
40年〃	2,620		88	382
41年〃	2,697		726	490
42年〃	4,354		841	593
			1,262	

注 鉱山夫と炭鉱夫の合計である。
出所：内務省警保局『社会運動の状況』の各年度版。

れる⁽⁷⁾。これは石炭不況を機械化その他による生産の合理化で克服し得ない弱小資本が、生産原価の圧縮を図るために低賃金で朝鮮人を雇傭していたものと考えられる。

以上のことと総合すると、一九三九年以前の常磐炭田の石炭資本は、大手資本の磐城、大日本勿来及び若干の弱小資本が朝鮮人労務管理の経験のある程度有したもの、その他の資本はほとんど無かったと言つてよい⁽⁸⁾。この点で常磐炭田の場合は、一九三九年以前から財閥系資本がかなり大量に朝鮮人鉱夫を雇傭していた九州、北海道の諸炭田、あるいは早くから弱小資本が朝鮮人鉱夫を就労させていた山口県などの場合とは、明らかに事情が異なる。

次に朝鮮人強制連行政策が実施されるまでの動きを、石炭資本の側から簡単に見ておきたい。第一次大戦直後から統いていた石炭不況は日帝の満州侵略（一九三一年）でようやく底入れし、石炭独占資本による送炭制限も次第に緩和されつつあった。さらに、日中戦争の勃発（一九三七年）は市況を一変させ、軍需物資として飛躍的に増大した需要を背景に、石炭独占資本が従来の生産調整から生産拡大に大転換する契機となつた。この時、石炭独占資本が商工大臣の諮詢⁽⁹⁾に対して提出した「石炭供給五箇年計画ニ関スル答申書」には、増産の前提条件として一万名余の新規鉱員補充を挙げているものの、朝鮮人労働力の動員には

言及していない。石炭資本が朝鮮人の動員を初めて公式に希望したのは一九三七年九月二七日の商工大臣宛労働力補充陳情書においてであるが、朝鮮人民大衆の抵抗などを恐れる内務省社会局官僚が反対する等、政府内の意見調整がつかず、結局、朝鮮半島からの労務動員が許可されるには、その後約二年間を要したのである。

ここで植民地出身の未熟練労働力の大量動員を敢えて希望せざるを得なかつた、日本石炭産業が抱えていた内部矛盾について考えておく。当時の日本石炭産業の生産要素は、第一に労務、第二に炭鉱機械設備、資材であつたといわれる。このうち第二の機械化による増産はすでに一九三三年頃から行き詰まり、それは出炭能率の低下となって現われていたし（表3）、鉄鋼、爆薬、セメント、ゴム、坑木等の供給も軍需工場優先政策のために次第に困難になつていった。一方、第一の労務面も深刻で、熟練鉱夫の応召が予想以上に生産に悪影響を与えた、また新規鉱員の補充も当時日本経済がすでに完全雇傭の状態にあつた上に、農民の応召や軍需工場向け要員の増加のために非常に困難な状態にあつた。かかる生産の隘路を開拓し大増産を実現する根本策として石炭独占資本が最も重要視したのが、鉱夫数の増員、鉱夫の移動防止、待遇改善、労働の強化、労働時間の延長等、一連の労務対策であった。とりわけ鉱夫数の増員、と

くに直接夫（採炭夫、支柱夫）の増員に狂奔した石炭独占資本は、まず婦女子（一九三九年八月）を入坑させたのに続き、朝鮮人（三九年八月）、日本人短期（四一年七月）、連合軍俘虜（四三年四月）、中国人（四三年七月）、囚人等の未熟練労働力を大量に石炭産業に動員し、しかもその多くを坑内に送り込んだのであった。しかしその結果、これらの多様な未熟練労働力の動員は出炭能率の大幅な低下を招き、それがさらに大量の労働力を要請するという悪循環に陥つていった。この間の事情を石炭独占資本は次のように説明している。

労務者ノ数的増加ニノミ急ニシテ質的選択ヲナスノ邊ナク（中略）労務者体位ノ質的低下ト未熟練労務者ノ増加トヲ招キ、因ツテ出炭能率ノ減少ヲ來シ、更ニ出炭能率ノ減少ハ、所要労務量ヲ益々大ナラシム。斯クシテヨノ三者ハ循環的ニ相関々係ヲナシ、以テ減産ノ大ナル原因ヲ釀スニ至リ。

表3 石炭生産高、鉱夫数、出炭能率

年	石炭生産高 万トン		鉱夫数 百名		出炭能率 トン/人・月	
	全国	常磐炭田 %	全国	常磐炭田 %	全国	常磐炭田
1930	3,137	247	7.9	2,045	149	7.3
32	2,803	204	7.3	1,379	110	8.0
34	3,592	256	7.1	1,685	140	8.3
36	4,180	288	6.9	1,983	169	8.6
38	4,868	310	6.4	2,636	204	7.8
39	5,240	346	6.6	2,930	208	7.1
40	5,730	381	6.7	3,229	244	7.6
41	5,560	324	5.8	3,420	259	7.6
42	5,417	386	7.1	3,528	312	8.9
43	5,553	406	7.3	3,783	337	8.9
44	4,933	343	7.0	4,035	376	9.3
45	2,233	184	8.3	3,072	309	10.1
46	2,253	256	11.4	3,419	362	10.6
47	2,933	304	10.4	4,326	430	9.9
					5.6	5.9

注1 石炭生産高は1938年までは暦年、39年以降は会計年度。常磐炭田の生産高は42年以降は石炭統制会東部支部管内の合計を計上してある。

2 鉱夫数は41年までは6月末、42年以降は年平均月末人員数。

出所：東部石炭協会能率課文書

炭条件の悪化、設備資材の不足、坑内の荒廃（相次ぐ増産運動で加速された）、さらには配給食糧の減少も一層顕著になつていった。こうして朝鮮人の大量動員にもかかわらず一九四〇年度に五七三〇万トンのピークに達した日本石炭産業は、四一年度以降はこの水準を維持できずに縮小再生産を繰り返し（表3）、その生産構造の内部から崩壊していった。

ところで石炭独占資本は一九三七年秋以降、朝鮮半島からの労働力動員を関係官庁に陳情していたが、三九年七月四日に閣議決定を見た第一回「労務動員計画」で、一九三九年度分として朝鮮人男子八万五〇〇名の動員が盛り込まれて「特ニ其ノ労力ヲ必要トル事業ニ從事セシムル」とことになり、ここに朝鮮人強制連行が国家の政策として強行されることになった。法令面では三九年七月二九日付厚生、内務兩次官連名の地方長官宛依命通牒「朝鮮人労務者内地移住ニ關スル件」、九月一日付朝鮮総督府政務監視の道知事宛通牒「朝鮮人労務者募集並渡航取扱要綱」等が発せられ、一九二三年五月以来続いていた渡航限制政策が緩和され、いわゆる「自由募集」が実施されることになった。以後、日帝の敗戦まで朝鮮人強制連行は国家政策として実施され、労働力需給の緊張が続いていた国内重要産業に大量の労働力が朝鮮半島から動員された。この間、連行手続は日米開

ここでは常磐炭田に強制連行された朝鮮人について主に数量的側面からの概略的把握に努めるが、その前に戦時下の日本の各産業及び石炭産業への朝鮮人の動員状況を見ておきたい。戦時下の日本国内産業への朝鮮人労働力の動員は、國家総動員法（一九三八年四月公布）を基本法とする一連の法体系の下に、国家の政策として一定の秩序と計画性を伴って遂行された。しかし戦争末期の混乱及び敗戦直後の日帝、独占資本による関係書類の焼却や隠匿工作等によって、戦時下の朝鮮半島からの労働力動員に関する基礎的事項（たとえば動員数や死傷者数など）でさえ正確に把握するのが困難な状況にある。従つて小論では極めて限定された断片的な資料に依拠して、これらの事項について考察せざるを得ない。

まず一九三九し四五年に日本国内（現有の領土）の各産業分野に朝鮮半島から労務動員された朝鮮人の総数について

表4 被強制連行朝鮮人の総数(1) 国内の全産業
()内は石炭産業分で内数

年度	計画数	実績数		
		厚生省	大蔵省	朝鮮総督府
1939	85,000 (*)	38,700 (24,279)	53,120 (34,659)	49,819 (32,081)
40	88,800 (60,800)	54,944 (35,431)	59,398 (38,176)	55,979 (36,865)
41	81,000 (*)	53,492 (32,099)	67,098 (39,819)	63,866 (39,019)
42	121,570 (78,660)	112,007 (74,576)	119,821 (77,993)	111,823 (74,098)
43	120,000 (*)	122,237 (65,208)	128,296 (68,317)	124,290 (66,535)
44	290,000 (*)	280,304 (85,953)	286,432 (82,859)	16,385 (13,254)
45	* (*)	6,000 (1,000)	10,622 (797)	* *
累計	786,370 (139,460)	667,684 (318,546)	724,787 (342,620)	422,162 (261,852)

注 *は不詳。累計は不詳分をゼロとして算出した。計画数は「公文別録」（国民動員実施計画）による。

出所：厚生省……アメリカ合衆国戦略爆撃調査団『日本戦争経済の崩壊』。1945年度は4～6月の推計。原資料は厚生省労働局。

大蔵省……大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』第10冊。ただし、この数字は南樺太、南洋群島の分を含む人数と思われる。

朝鮮総督府……「第85回帝国議会説明資料」（『朝鮮近代史料集成』第4号所収）。1944年度は4～6月分。

では、いくつかの不完全な公文書を比較検討した結果、小論では一応厚生省の統計数値を採用し、全産業で約六七万名（うち石炭産業は約四八パーセントに相当する約三二万名）と推定しておく（表4）。次に朝鮮人の死亡者数であるが、これを正確に把握するのはほとんど絶望的である。小論では厚生省の公文書（一九三九し四二年度の全産業分で、一七六六名）と朴慶植による推定値、六万名の間に極端な差違があることを指摘するに留め、今後の研究に待ちたい。

一方、石炭産業への朝鮮人労働力の動員については、断片的であるがやや詳しく見ておく。まず一九四三年

表7 強制連行状況(3) (1944年1月～3月 国内の炭鉱向)

道	割当数	供出数	供出率	朝鮮内事故			渡航数	渡航率
				査定 不合格	離散	病気送還		
京畿道	名 2,910 (377)	名 2,298 (265)	% 78 (70)	名 3 (13)	名 154 (13)	名 2 (1)	名 2,139 (251)	% 73 (66)
忠清北道	990 (361)	782 (226)	78 (60)	5	120 (21)	1	656 (205)	66 (56)
忠清南道	2,000 (211)	1,731 (177)	86 (83)	1	115 (10)	3	1,612 (167)	80 (79)
全羅北道	2,470 (708)	2,031 (442)	82 (62)	5	291 (95)	1	1,734 (345)	70 (48)
全羅南道	2,920 (1,252)	1,913 (688)	65 (54)	12 (1)	286 (140)	4	1,611 (544)	55 (43)
慶尚北道	2,100 (987)	1,478 (555)	70 (56)	3	95 (68)	1	1,379 (487)	65 (49)
慶尚南道	1,030 (816)	628 (352)	60 (43)	1	32 (24)	1	594 (326)	57 (38)
黄海道	1,400 (110)	1,183 (104)	84 (94)		100 (16)		1,083 (88)	77 (80)
江原道	1,230 (150)	1,140 (139)	92 (90)	2	87 (25)	1	1,050 (114)	85 (76)
計又は平均	17,050 (4,972)	13,184 (2,948)	77 (59)	32 (2)	1,280 (412)	14 (7)	11,858 (2,527)	69 (50)

注、出所とも表5に同じ。

に準備させることになったのである。
 次に国内の朝鮮人鉱夫数の推移であるが、日本の侵略戦争拡大とともに年々増加し、一九四三年秋には全鉱員数に占める朝鮮人の割合が労務管理上の限度とされた三割ラインを超えた。戦争末期に

の場合、朝鮮半島の中、南部九道から七万二千九百名（割当数の八六パーセント）が日本国内の炭鉱向に動員されている（表5）。このうち実際に七割以上が石炭統制会福岡支部管内（山口県と九州）の諸炭鉱向に動員され、東部支部管内（常磐炭田が含まれる）の諸炭鉱向にも三八〇八名（五・三パーセント）が連行された（表6）。一九四年一～三月にも一万四三八五名が日本国内の炭鉱向に連行されたが、いずれも朝鮮総督府の連行許可人数（割当数）の限度までは連行できずになりの人数を次期に繰り越していることに注意したい（表7）。即ち朝鮮内での労働力需給の逼迫に加え朝鮮内での離散（逃走）も多発する結果、期間内の動員予定数未達のまま動員打ち切りとなる場合が次第に増加しつつあったことは、労働力充足面での困難を開拓する最後的手段としての国民微用令の朝鮮人への適用を、日帝、石炭独占資本が次第に強制連行状況(3)（1944年1月～3月 国内の炭鉱向）

表5 強制連行状況(1) (1943年 国内の炭鉱向)

道	割当数	供出数	供出率	道別供出数比率
	名	名	%	%
京畿道	10,150 (481)	8,605 (386)	84 (80)	12.4
忠清北道	6,100 (460)	4,848 (330)	79 (71)	7.2
忠清南道	9,050 (664)	7,630 (545)	84 (82)	11.3
全羅北道	8,900 (971)	7,110 (673)	79 (69)	10.8
全羅南道	11,650 (727)	9,898 (465)	84 (63)	14.4
慶尚北道	8,400 (544)	6,912 (326)	82 (59)	10.0
慶尚南道	5,100 (765)	3,981 (580)	78 (77)	6.3
黄海道	10,050 (177)	9,669 (148)	96 (83)	13.6
江原道	10,450 (57)	10,049 (41)	96 (71)	14.0
合計	79,850 (4,846)	68,702 (3,494)	86 (72)	100.0

注（）内は残員再供出手配した割当数及供出数を示し、外数である。

出所：石炭統制会労務部京城事務所文書を調整。

表6 強制連行状況(2) (1943年 国内の炭鉱向)

支部	割当数	供出数	供出率	支部別供出数比率
	名	名	%	%
札幌	19,350 (1,524)	16,077 (1,096)	83 (70)	23.8
東部	4,150 (32)	3,792 (16)	91 (50)	5.3
福岡	56,350 (3,290)	48,833 (2,382)	86 (72)	70.9
全国	79,850 (4,846)	68,702 (3,494)	87 (72)	100.0

注、出所とも前表に同じ。

表8 鉱山監督局別朝鮮人鉱夫数(月末在籍数) 全国

	北海道	東北	東部	西部	山口	九州	全国A	全鉱員B	A/B%
1941.4							45,651	338,234	13.5
5							44,606	334,839	13.3
6							44,097	332,943	13.2
7							43,105	332,953	12.9
8							42,430	336,688	12.6
9							41,649	328,061	12.7
10							40,936	323,692	12.6
11							40,114	326,102	12.3
12							41,566	341,468	12.2
1942.1							43,084	354,717	12.1
2							44,875	351,481	12.8
3							46,458	339,116	13.7
4	17,895	3,646	96	149	27,711	49,497	337,348	14.7	
5	17,954	3,909	90	145	30,216	52,314	339,764	15.4	
6	18,098	3,976	78	146	31,993	54,291	341,288	15.9	
7	18,426	3,844	110	149	39,744	62,273	350,192	17.8	
8	20,148	3,645	23	147	47,863	71,826	356,684	20.1	
9	20,676	4,029	96	152	47,674	72,627	348,294	20.9	
10	22,528	4,052	70	139	51,984	78,773	347,876	22.6	
11	24,156	4,123	67	117	55,766	84,229	356,061	23.7	
12	25,705	4,841	148	116	59,540	90,350	364,968	24.8	
1943.1	25,913	4,747	142	118	62,180	93,100	380,565	24.5	
2	26,439	4,884	187	130	64,639	96,279	383,084	25.1	
3	28,886	5,091	331	141	67,612	102,061	374,763	27.2	
4	29,287	4,841	327	136	10,690	57,423	102,704	372,319	27.6
5	28,380	5,132	325	147	11,044	60,386	105,414	369,512	28.5
6	28,751	5,519	322	144	10,617	61,788	107,141	369,612	29.0
7	29,497	5,221	315	139	10,428	60,591	106,191	368,895	28.8
8	31,014	5,152	428	149	10,593	61,753	109,089	373,937	29.2
9	31,714	5,341	509	147	10,382	63,102	111,195	373,534	29.8
10	32,232	5,280	399	134	10,388	62,592	111,025	369,859	30.0
11	32,853	5,392	401	132	10,447	64,169	113,394	372,713	30.4
12	34,232	5,986	507	136	10,742	66,737	118,340	379,305	31.2
1944.1	34,631	5,920	468	123	10,876	67,966	119,984	397,739	30.2
2	35,835	6,416	461	102	11,239	69,399	123,452	400,878	30.8
3	35,884	6,341	548	121	11,169	70,068	124,131	392,382	31.6
4	36,362	6,323	597	126	11,489	70,335	125,232	394,034	31.8

注 1943年4月以降は既住朝鮮人を含む。

出所: 石炭統制会勤労部文書

く。朝鮮半島からの労働力動員にも国民徴用令が適用され始めた直後の一九四四年に、北海道の順に遂行されたことを裏づけている(表8)。さらに戦争末期の労働力構成を見てお

く。北海道は一月、二月中にそれぞれ在籍の集団帰還が、九州・山口県→常磐

であり、半数以上が九州の、三割以上が北海道の炭鉱で八・一五解説を迎えていた。その後の推移を見れば、九州と山口県で九、一〇月中に、東北が一一月中に、北海道は一二、一二月中にそれぞれ在籍数が激減しており、解放後の朝鮮人鉱夫の帰還が、九州・山口県→常磐

は全国で一三万以上が在籍したのである(表8)。日帝敗戦直前(四五年七月)末の朝鮮人鉱夫一二万七五七八名の分

表9 炭鉱労働力構成(1) 全国

(1944年10月末現在)

支部別	既住朝鮮人		被強制運行		朝鮮人 ^{人言}	日本		俘虜	中国人	全鉱員	A/B %
	被徵用	その他	被徵用	その他		一般	短期				
北海	会員	527	50	34,570	927	36,074	39,154	5,220	0	1,129	81,577
	組合	10	289	1,090	1,504	2,893	3,136	210	0	0	6,239
東北	会員	1	0	5,796	475	6,272	11,342	1,284	591	0	19,489
	組合	172	35	331	600	1,138	10,483	244	0	0	11,865
東部	会員	25	13	43	443	524	1,102	112	0	0	1,738
	組合	95	28	72	0	195	5,424	365	0	0	5,984
西部	組合	0	129	0	0	129	1,080	0	0	0	1,209
九州	会員	959	207	3,315	739	5,220	8,064	1,324	1,078	227	15,913
	組合	106	5,282	433	209	6,030	6,797	182	394	0	13,403
山口	会員	2,694	694	49,957	5,798	59,143	100,520	16,137	4,219	3,646	183,665
	組合	98	1,763	3,005	3,580	8,446	30,092	515	0	0	39,053
九州	会員	4,206	964	93,681	8,382	107,233	160,182	24,077	5,888	5,002	302,382
	組合	507	8,618	7,190	10,929	27,244	76,117	2,022	394	0	105,777
全國	会員	4,713	9,582	100,871	19,311	134,477	236,299	26,099	6,282	5,002	408,159
	組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	85,451	2,121	3,155	147	6,407	97,281	—	—	—	—
合計	212,604	10,036	13,315	1,462	83,299	320,716	—	—	—	—	—

出所：石炭統制会労務部文書

表10 職種別鉱夫数(1) 全国 (1943年4月)

別	日本人	朝鮮人		計合		
		一般	短期			
日	39,192	2,195	4,718	139	42,964	89,208
本	6,780	1,015	566	148	5,089	13,598
人	13,902	1,344	2,215	164	8,896	26,521
一	3,588	0	1	0	7	3,596
般	127,153	7,915	10,160	1,315	76,892	223,435
期						
合						
計						
直接夫						
間接夫						
坑内夫						
坑外夫						

注 調査範囲は全国主要炭鉱(179鉱)とする。

出所：石炭統制会労務部文書

年一〇月末には、日本石炭産業は戦時中のほぼ最大数の四〇万八千名にのぼる大量の鉱夫を擁していくが、その労働力構成は極めて多種多様であった(表9)。即ち、生産の要である日本人一般鉱員の減員分を一三万以上の中鮮人(その約一割は既住朝鮮人)と四万名近い日本人短期鉱夫、連合軍の俘虜、中国人が数の上からは補っていた。朝鮮人鉱夫の比率が最も高い地域は北海道で、大手資本(石炭統制会員炭鉱)の中には全鉱員の六割以上に達した炭鉱も現れたほどである。既住朝鮮人の三分の一以上が山口県内の弱小資本(石炭統制組合炭鉱)に集中し、これも朝鮮人の比率が高かった(四五ペーセン)。被強制運行朝鮮人の八四・九ペーセンが会員炭鉱に在籍したことは、朝鮮人強制運行が石炭独立資本の要請で

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い（長澤）

遂行されたことを端的に示している。また、連合軍の俘虜や中国人が就労する炭鉱数が全国でそれぞれ一五、一四鉱にすぎず、いずれも大手資本であることから、彼らに対する日帝、石炭独占資本の警戒ぶりがうかがえよう。

また朝鮮人鉱夫の職種を見れば、一九四三年四月にはすでに生産の要である直接夫に六六パーセントの朝鮮人が集中し、坑内夫の割合では九〇パーセントを超えていた（表10）。一方、日本人鉱員の場合はそれぞれ二九パーセント、六一パーセントであった。直接夫の約半数が未熟練労働力である朝鮮人で占められたことは、生産能率の低下、資材消費量の増加と同時に、労働災害増加（後述）の大きな原因になつたと考えられる。

次に常磐炭田への朝鮮人労働力の動員について、やや詳しく見ておきたい。まず一九三九年九月の時点での運行許可員数は磐城、入山、古河好間、大日本勿来の四炭鉱分で一二〇〇名であったが、このうち最も早く常磐炭田に朝鮮人を運行したのは磐城で、最初の六三名が一九三九年一〇月一日に常磐線（現在の内郷）駅に到着している。続いて同年一〇月二六日に入山が一七〇名を、一一月一二日には古河好間が四六名をそれぞれ朝鮮半島から運行し、三九年一一月二五日までに常磐炭田に一〇三八名が動員された。

ところで戦時中の常磐炭田には一時は一〇〇を超す炭鉱

が稼行したが、このうち朝鮮半島から朝鮮人を労務動員し、就労させていたのは次の一〇社一五炭鉱である。

鉱業権者	炭 鉱	所在地	分類
常磐炭礦株 ⁽²⁴⁾	内郷炭礦 磐崎 湯本 中郷 神山	（福島県） （福島県） （茨城県） （茨城県） （茨城県）	A A A A A
古河鉱業㈱	好間	（福島県）	B
大日本炭礦㈱	勿来	（福島県）	B
東邦炭礦㈱	櫛形	（茨城県）	B
赤井炭礦		（茨城県）	B
鳳城炭礦㈱	常磐	（福島県）	B
大昭鉱業㈱	小田	（福島県）	B
関本炭礦㈱	上山田	（福島県）	B
山口炭礦㈱	関本	（茨城県）	B
山一炭礦㈱	山口	（茨城県）	B
以上、石炭統制会会員炭鉱			

註：鉱業権者、炭鉱名及び会員、組合別は一九四五年一

表11 被強制連行朝鮮人の総数(2) 常磐炭田

会社・炭鉱	年度	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	計
常磐	内郷・磐崎	501	1,851	814	1,144	1,194	1,649	228	7,381
	湯本	496	1,764	731	1,720	1,392	616	68	6,787
	中郷				146	142	112	38	438
	神山						77	26	103
古河・好間		46	275	141	559	399	815	23	2,258
大日本・勿来					362	191	457	18	1,028
東邦・櫛形					99	134	220	6	459
日曹	赤井磐			278		148	138	204	777
常							149	2	151
鳳城・小田					87	171	33	291	
大昭・上山田						75	23	98	
関本・関本						22		22	
山口・山口						75		75	
山一・山一						147	34	181	
不明分									
常磐炭田合計		1,043	4,168	1,686	4,178	3,677	4,789	508	20,049
鰐生・田川			80	182	330	359	333	30	1,314
東北・前田						50			50
東部支部合計		1,043	4,248	1,868	4,508	4,086	5,122	538	21,413

注1 1939～43年度は石炭統制会東部支部「朝鮮人労働者移入状況及減耗数調」、1944年4月～45年8月は毎月の朝鮮人雇入数を計上した。

2 上記雇入数のうち所属炭鉱不明分（1944年9月分147名、45年8月分34名）は常磐炭田合計に算入した。

3 鰐生田川は山形県、東北前田は秋田県に位置する。

出所：石炭統制会東部支部文書

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い（長野）

月末現在
分類の凡例は左の通り

- A 軍需会社指定炭鉱
B 主要炭鉱（年産五万トン以上）

	常 磐		古河 町	大日本 新	小計	常 磐		日 曹	小田 上山田	関本 山口	山一 田川	常磐炭 田川 合計	東部支部 合計A	全鉱員 合計B	東部支部 A/B %	
	内郷	磐崎				中郷	神山									
1939.4														53	0.2	
5														122	0.6	
6														122	0.6	
7														123	0.6	
8														125	0.6	
9														130	0.6	
10					170									797	3.4	
11					499									1,333	5.5	
12					458									1,093	4.2	
1940.1					429									1,033	3.8	
2					390									1,210	4.5	
3					615									2,037	7.5	
4					572									1,918	7.3	
5					860									2,120	8.1	
6					801											
7					773											
8					712											
9					1,063											
10					1,061											
11					865											
12					1,049											
1941.1					1,272											
2					1,543											
3					1,486											
					2,901											
					2,814											

一九三九年一〇月以降、日帝敗戦までほとんど毎月、「労計」「国計」に基きて朝鮮半島から朝鮮人労働力が常磐炭田に送り込まれて来だが、筆者は常磐炭田の「それら」五炭鉱に強制連行された朝鮮人の総数を「一萬〇〇〇四九名前後」と推定している（表11）。この総数のうち、常磐炭礦㈱一社だけで一万四七〇九名（七三パーセント）を占め、大手四社（常磐、古河、大日本、東邦）では一万八四五四名（九二ペーセント）に達しており、常磐炭田でも朝鮮人強制連行が独占資本の主導で遂行されたことは明らかである。次に常磐炭田の朝鮮人鉱夫数の推移であるが、続出する逃走数を上回る大量の朝鮮人が新たに動員されたため各炭鉱とも次第に増加し、また四年九月には南樺太の炭鉱からの再連行も行なわれたので、常磐炭田全体では四四年一〇月末に戦時中の最大数である七五〇三名（東部支部管内では八一二九名）に達した（表12）。この時、全鉱員数に占める朝鮮人の割合も一〇・八ペーセントに達し、東部支部管内として戦時中の最大値を示した。

3 朝鮮人労務管理
①ハリヤは常磐炭田の個別石炭資本による朝鮮人労務管理の特質について考えてみたい。
といひで日本国内の炭鉱に就労する朝鮮人鉱夫に対する徵用（国民徵用令の適用）は、一九四四年四月二十五日付の軍需会社法による軍需会社指定（第二次指定分は一八社七八炭鉱、うち常磐炭田関係は二社四炭鉱）により指定炭鉱においては現員徵用が可能になっていたが、四四年九月以降は「朝鮮人労務者内地送出方法ノ強化ニ関スル件」等により、朝鮮半島から日本国内産業への労働力動員の際も新規徵用による強制連行が認められることになった。従つて、四四年一〇月末に東部支部管内の各炭鉱に在籍した朝鮮人八二九名のうち六五三五名（八〇ペーセント）が被徵用鉱員ではあつたが、その大部分は現員徵用によるものと思われる（表13）。また全鉱員數に占める朝鮮人の割合は九州、北海道に比べれば相対的に低いが、個別石炭資本で見ると会員炭鉱にその割合が多いのが多く、朝鮮人鉱夫が日本人一般鉱員に次いで重要な生産の担い手であった。なお常磐炭田には連合軍の俘虜鉱夫は在籍したが、中国人鉱夫は存在しなかつたことを確認しておく。

4		1,693	3,044	
5	1,157	1,645	2,994	
6		1,607	185	0
7		1,558		
8		1,458		
9	1,075	1,402	203	0
10	1,039	1,343	240	0
11	1,027	1,276	221	0
12	1,182	1,260	219	0
1942.1	1,226	1,428	214	0
2	1,204	1,442	191	0
3	1,379	1,634	182	0
4	1,173	1,503	265	80
5	1,391	1,571	229	80
6	1,252	1,689	221	76
7	1,206	1,644	187	68
8	1,187	1,554	281	260
9	1,342	1,677	342	254
10	1,373	1,562	407	243
11	1,343	1,709	342	281
12	1,591	1,856	477	258
1943.1	1,543	1,891	447	231
2	1,572	1,922	541	234
3	1,599	1,986	580	228
4	1,354	1,797	514	267
5	1,324	347	507	262
6	1,327	384	573	338
7	1,189	376	1,907	547
1943.2				
8	1,161	368	1,935	527
9	1,305	362	1,952	472
10	1,320	365	1,891	459
11	1,382	365	1,984	454
12	1,403	362	2,383	540
1944.1	1,362	360	2,353	517
2	1,499	441	2,509	588
3	1,490	440	2,441	579
4	1,539	437	2,392	585
5	1,519	464	2,322	674
6	2,106	2,387	673	473
7	1,676	482	2,258	837
8	1,750	515	2,243	834
9	1,676	504	2,185	831
10	1,865	561	2,295	999
11	1,783	498	2,075	1,044
12	1,732	467	1,991	1,005
1945.1	1,902	442	1,607	1,015
2	1,794	419	1,533	911
3	1,729	462	1,446	845
4	1,569	437	1,402	793
5	1,511	379	1,325	762
6	1,402	329	1,037	702
7	1,199	241	969	648
8				
9				
10				
11				

鉛筆に鉛筆送田は常に朝鮮人鉛筆の半額と置く（略）

12														4528,628	0.2
1946,1														3429,999	0.1
2														031,076	0.0
3														031,749	0.0

注1 1943年4月以降は既往朝鮮人を含む。東部支部合計のうち1939~40年分も既往朝鮮人を含む。

2 各数の資料により作成したため、合計が一部合わないところがある。常磐炭田合計は東部支部合計から田川炭礦分を差引いて算出している。また、その他炭分も合計数に含む。

出所：石炭統制会勧業部、東部支部文書のほか、次の資料により作成した。
田中直樹『近代日本炭礦労働史研究』
日本石炭協『戦時石炭統計集』

表13 炭鉱労働力構成(2) 石炭統制会東部支部管内

(1944年10月末現在)

県	会社	炭鉱	既往朝鮮人	被徴用		朝鮮人計 A	一般	短期	日本人	浮遊	中国人	全鉱員 B	A/B %	
				被徴用	その他									
山形	常磐	川郷	田内	16	19	1,558	459	626	1,250	184		2,060	30.4	
福島	"	崎	磐梯			561	304	1,862	3,559	451		5,872	31.7	
"	"	本間	本間	1	2	561	171	561	864	114		1,539	36.5	
"	"	河	湯好			999	2,124	2,295	3,659	257		6,600	34.8	
"	"	大日本	勿赤			554	131	554	1,411	354		3,405	29.4	
"	"	曹常磐	小上			50	188	441	108	20		2,073	26.7	
"	"	田	王城第三			72	72	101	27			649	29.0	
"	"	井	田川	149	8	64	64	149	1,120			200	36.0	
"	"		第三			72	72	149	1,120			1,269	11.7	
"	"		郷			169	169	232				401	42.1	
茨城	常磐	山形	中神	10	68	91	68	169				515	1.2	
"	"	東邦	櫛	1	1	6	6	62	485	24		63	1.6	
"	"		関山	25	8	256	256	702	85			1,043	24.5	
"	"		本口	22	13	43	187	268	151	11		170	4.7	
"	"		その他	73	5	72	72	400	27			695	38.6	
									77	145		249	30.9	
									22	27		698	3.2	
									179	86		334	21.9	
									73	179		1,381	1.7	
									23	23		39,076	20.8	
			東部支部合計		293	76	6,242	1,518	8,129	28,351	2,005	591	0	

注1 上表中、次の炭鉱は追加内数として原資料では別記されているが、本表では一括したため、合計が一部合わないところがある。

日曹常磐、福山、神山、

2 会社名は石炭統制会員炭鉱のみ記した。

3 合計は朝鮮人の在籍しない炭鉱分も含む、東部支部全体の合計。

出所：表9に同じ。

（一）労務管理の発展

前述のように一九三九年以前には朝鮮人労務管理の経験がほとんど無かつた常磐炭田の石炭資本にとっては、強制連行開始直後の朝鮮人労務管理は、九州、北海道の石炭資本以上に困難を極めたと思われる。というのは強制連行開始直後における常磐炭田の朝鮮人鉱夫の逃走率は九州、北海道よりもかなり高く、また朝鮮人鉱夫の抵抗も続出しているのである（後述）。その後、常磐炭田の個別石炭資本は朝鮮人労務管理の試行錯誤を繰り返したが、一九四二年

三月に石炭統制会東部支部管内の六炭鉱（磐城、入山、古河好間、大日本勿来、日曹赤井、鯛生田川）が支部長、清宮一郎の求めに応じて「移入朝鮮人労務者訓練及取扱要綱」

をそれぞれ作製して提出しており、各資本ともこの頃までには独自の朝鮮人労務管理法を一応確立したものと思われる。たとえばこの時磐城炭礦㈱が提出した「半島移入労務者訓練及取扱要綱」には、中央協和会の要綱に準拠しそれを簡素化しているのみならず、朝鮮人の初期訓練に在郷軍人や下士官を特別指導員に充てて精神、規律訓練を行なう等、独自の規定も盛り込まれている。同じ頃、入山採炭㈱でも「新移入者管理要綱」（四二年九月）やユニークな「国語手当要綱」（四二年七月）等を作成しており、⁽³¹⁾ 磐城、入

山などの大手資本は一九四二年までに一定の労務管理の経験を蓄積して総括していると見てよい。⁽³²⁾

一方、前述の六炭鉱より遅れて朝鮮人を動員した中郷、櫛形の両炭鉱では、これらの先行した炭鉱での朝鮮人労務管理の経験を活用して朝鮮人鉱夫の逃走を未然に防止する等、労務管理が一層巧妙になつている。とくに東邦炭鉱㈱櫛形炭礦では同社の弥生炭礦（北海道）から朝鮮人労務管理経験者を寮長に招く等、さまざまな工夫がなされていることに注目したい。

○ 櫛形炭礦ノ半島人労務管理ヲ見ル（一八、四、二〇、⁽³³⁾ 三〇）

石炭統制会東部支部

労務課長 御代富弥

茨城県下ノ炭礦デ半島労務者ノ集団移入ヲ見タノハ櫛形炭礦ガ二番目デアル、最初ハ中郷炭礦デ昨一七年一二月中旬ニ全羅北道カラ九六名ヲ移入シ來リシガ、其成績ハ極メテ良好デ其後更ニ五〇名ヲ移入シ計一四六名トナツテヲルガ其内一名ノ逃走者ヲ出シタノミデアル。ソレ故去ル三月一五日移入着山ノ櫛形炭礦ニ対シテモ好成績ヲ期待シテヲル次第デアル、今回来山シタモノハ黄海道カラデ全部デ九九名デアル、先ヅ第一ニ彼等ノ宿舎ヲ見

タ方入口ニ瑞興寮ト大書シタ看板ガ掛ケテアル、瑞興寮トハ彼等出身地ノ郡ノ名前デ彼等ニ喜バレ親シマレル様付シタノデアルト云フ事ヲ聞カセラタ。寮ハ今度新築シタモノデ一室ガ一〇畳敷デ間数ハ一七アリ、其中三間打通シタ室ヲ講堂兼俱楽部ニ使ッテ居ル。一室ニ六名カラ八名迄収容シテ居ルノデ、先ヅ普通ノ広サデアル。事務室、食堂、炊事場、浴場等完備シテ居ルガ最モ肝要ナ採光ニ少シク欠陥ガアルノハ遺憾デアル。朝鮮ヲ出發スル時ハ一〇〇名デアツタガ、下関上陸ノ際替玉一名ガ水上署ノ査照ニ引ッカカリ、此所カラ一名送還サレタ、聞ケバ出发ノ直前兄ガ急病ニ罹リ其ノ弟ガ身代リトナツテ来タモノデ、其際名簿ノ訂正ガ間ニ合ハナカツタノデ内地マデ同道ノ警察官ト面ノ係員ガ査照ノトキ其事情ヲ述ベテ承認ヲ受ケル筈ダッタガ、ドウシテモ下関水上署ノ承認ヲ得ラレズ結局一名欠ケテ九九名トナツタ、今日迄一名ノ逃走者モナク全部完全ニ稼働シテ居ル、未ダ期間ハ短イガ良ク訓練ガ行届キ我々ニ対シテモ必ず敬礼ヲスル。仕事カラ帰レバ寮ノ入口ニテ一応寮長ニ挨拶ヲスル、寮長又温顔ヲ以テ御苦勞様ト彼等ヲ勞ハル、彼等ハ其レカラ自分ノ室ニ入ル。食事ノ際ニモ列ヲ作ツテ食券ヲ貰ヒ、行儀ヨク盛渡シノ井ト汁椀ヲ受ケ椅子ニツキ「戴キマス」と称ヘテ箸ヲ取ル。賄人ハ半島婦人デ、彼等ノ嗜好

ニ適スル様調味等ニ就テモ中々心ヲ配ツテ居ル様デアル。訓練ハ毎日三〇分位デ其他講堂ニ於テ、之亦三〇分位国語ヤ行儀作法等ヲ教ヘテ居ル。作業ハ全部坑内作業デ現在ノ処見習程度ノ仕事デアルガ、入坑率ハ最初カラ九四パーセントヲ持続シ其間四日バカリ食物ノ関係デ（米五合ニ馬鈴薯ト脱脂大豆二割位ヲ混入シタル時ナレバ何カ副作用ヲ起シタルナラント）下痢患者ガ発生シ九〇パーセントニ低下シタ事ガアツタガ其レ以外ハ依然トシテ好成績ヲ持続シテ居ル、然モ坑内ガ目下通気ノ関係デ温度高ク裸体ノ作業ニモ不拘入坑率ノ良好ナルハ誠ニ喜バシイ。勤労ハ二交替ト三交替ニ区分シ何等ノ苦情モ聞カズ、休日ハ原則トシテ日曜毎ニ決メテアルガ坑内補修ノ都合デ度々就業セシムルコトガアル、賃金ハ目下訓練期間中ノ為メ大部分ハ二円五〇銭デアルガ中ニ稼働成績ノ優秀ナルモノ一割位ニ対シテハ一步増ノ二円七五銭ヲ支給シテ居ル、尚経験坑夫ガ三名居ルガ之等ハ他ノ経験坑夫ト同様一日四、五円程度ノ収得ガアル、食費ハ一日金六〇銭デ他ニ何モ徵収ンナイ、余分ノ金ハ貯金ト國元ヘノ送金ヲ強制シテ居ル、貯金ハ大部分郵便貯金デアル。単独外出ハ禁止シテ居ルガ公休日ニハ係員引率ノ下ニ付近ノ海岸ヤ市街ヲ散歩サセ、偶ニハ映画等モ見物サセル、又公休日ニハ酒一合ヲ与ヘルガ彼等ハ之ヲ非常ニ喜ンデ居

要スルニ櫛形ノ半島管理ハ親心ト温情ニ終始シテ居ル様デアル、其ガ又居付ニ就業率ニ相当ノ成績ヲアゲテ居ル原因ト思ハレル、未ダ日モ浅イコト故一概ニ成績云々ハ早計ト思ハレルガ現在ノ熱ト努力ト面倒トヲ継続スル限り優秀ノ成績ガ期待出来ルト信スルモノデアル。尚出身地カラ面ノ係員ヤ警官ノ付添ヒ来ルコトハ経費モカカルシ又其人ノ如何ニヨツテハ弊害モナキニシモアラズダガ一面彼等ノ安着ト安住ノ場面ヲ郷里ニ帰ツテカラ父兄ニ対スル土産話トシ安心ヲ与ヘルコトハ本人達モ喜ビ又家族達モ喜ブコト故後日偽電ナドデ呼ビ戻スコトモ少ナク、大ニ効果的デアルトモ考ヘラル

募集ノ状況ハ本人カラ進ンデ応募シタモノガ四〇パーセント、六〇パーセントハ面長ノ半強制ニヨル供出デアツタトノコトデアル

以上櫛形炭礦ノ半島人労務管理ハ大体可ト信ズルモノナルガ室内ニ於ケル娯楽等モ考慮シ賭博等ノ遊ビヲ未然ニ防グ様希望スル
寮長ノ塚本卯助氏ハ同系会社ノ北海道弥生炭礦デ半島人扱ヒノ経験者然モ温情家デ寮長トシテ將亦寮父トシテ彼等ヲ指導スルニハ最適ノ係員デアル

曩ニ中郷炭礦ノ成績ガ非常ニ優良ナノデ係員諸公ニ対

賃金ニ関スル事項⁽³⁴⁾

イ

稼高払、炭屑ノ厚薄、硬軟、運搬、坑道迄ノ距離、

坑内大サ、温度等ヲ斟酌シテ単価ヲ定メ仕事ノ出来高ニ応ジ計算ス、単価ハ事業ニ着手前之ヲ鉱夫ニ告知ス、共同稼行ノ場合ハ稼働工数ニ依リ按分シテ賃金ヲ計算ス

ロ

請負制度ニシテ一日金二円三〇銭以上、漸次熟練ス

ルニ従ヒ腕次第二四、五円位（訓練期間中ト雖モ

最低ノ賃金ヲ下ルコトナシ）

ハ

賃金ハ一日ヨリ末日迄ラ締切り翌月一五日通貨ヲ以テ之ヲ支払フ、但シ本人ノ希望アルトキハ月末一回

通貨ヲ以テ内払ヒヲナス

と規定されており、採炭夫には請負単価に基づく出来高払い制（最低日給を保証）を適用している点では日本人鉱夫に対する場合と同様であった。これを常磐炭田の各個別資本ごとに見ても、一般に採炭夫は集団請負による出来高払い制、その他の職種は定額日給制を採用しており、職種ごとの賃金制度の差違はあっても民族別差違は賃金規則の条文には認められない。

しかしこれを運用の面から見れば、たとえば常磐炭礦㈱に見られるように直接夫の技量基準（これは集団請負賃金

シ飽マデ日本一ノ管理ヲ懲懲シテ置イタガ櫛形ノ係員諸公ニ対シテモ同様希望ヲ述ベテ置イタ、半島労務管理ニツイテハ一ヶ所（一寮）一〇〇人程度ガ在来ノ経験上手頃デアルカラ一層ノ成績向上ヲ切望スルト共ニ内地人トノ接触ニツイテモ常ニ細心ノ注意ヲ怠ラヌ様希望スル
最後ニ自分ハ朝鮮人労務者指導ノ要點ハ規律アル生活ト作業ヲ教化シ之ニ慈母ノ愛情ト慈父ノ威嚴ヲ以テ常ニ威嚴ヲ失フコトナク、信賴ヲ得ルコトニ帰スルト思フ
威嚴ヲ失フコトナク、信賴ヲ得ルコトニ帰スルト思フ
以上

（二）賃金制度

ここでは常磐炭田の個別資本ごとの賃金制度（預金送金制度を含む）と賃金実績の分析を通して、独占資本による賃金制度が日朝労働者階級を巧妙に搆取し、日帝の侵略戦争遂行のための戦費調達源にされたと同時に、朝鮮人鉱夫に対する逃走を未然に防止する労務管理上の有力手段として活用されたことを具体的に指摘したい。しかしその前に、まず日朝鉱夫間の賃金制度と賃金実績の差違について検討しておきたい。

常磐炭田各社の賃金規則を読む限りでは、規則上は日朝鉱夫間の差違は基本的に認められない。たとえば磐城炭礦㈱に強制連行された朝鮮人に對する賃金規則では

を分配する時の各自の割当率になった）における日朝先山間の格差設定⁽³⁵⁾や、間接夫や坑外夫の日給標準額における日朝鉱夫間の格差設定⁽³⁶⁾なども實際には存在していたのである。

従つて全て定額日給制であった間接夫や坑外夫の場合でも、実際の⁽³⁷⁾賃金は朝鮮人男子は日本人男子の二七三割ほど低額になつた（表14）。一方、朝鮮人鉱夫の大半が在籍した直接夫の日朝鉱夫別の詳しい賃金統計は入手できないが、前述のように直接夫の賃金は出来高払いであり、従つて作業能率（表15）に大きく支配されることになることから、一般に熟練度の低い朝鮮人直接夫の賃金は日本人直接夫よりかなり低かったものと推定できよう。その結果、常磐炭田の石炭独占資本自身が「一方物価ハ鰐上リニ高騰スルシ、坑外勤務者ノ中ニハ最低生活費モ保障サレナイ者ガ相当出来テ來タ……」と嘆くほどの戦時インフレーションの進行によつて日本労働者階級の実質賃金が敗戦時には「戦前水準の約五分の二に」大幅に低下して行く過程で、戦時下の実質賃金の絶えまない引下げの影響が植民地出身労働者である朝鮮人鉱夫の両肩により重く加わつたであろうことは疑いない。

こうして年々切下げられる賃金に対しても日帝は貯蓄奨励と公債強制割当を実施して日朝労働者階級の可処分所得を削減し、人民大衆の消費水準を低下させて軍需物資、

表16 送金実績 (磐城炭礦(株))

	送金総額 A	朝鮮人鉱夫在籍数 B	A/B
1942年7月分	10,033円	1,187名	8.45円
43年3月分	11,520	1,599	7.20
43年10月分	12,303	1,685	7.30

出所：磐城炭礦(株)「労務月報」より作成。

表17 鉱員引去金額 (磐城炭礦(株)) (1943年10月分)

収入 A	引去金額 B	B/A %
税	勤労所得 5,575円 町民税 373	1.3
保険	年金保険 1万2,662 健康保険料 7,949	4.5
貯金	一般貯金 5万3,344 報国貯金 1万3,304	14.6
	賄料 3万5,323 朝鮮人送金 1万2,303	7.8 2.7
給与金	45万5,513円 (1人平均 82.22円)	
内訳：		
稼賃金	43万4,132円	
家族手当	1万4,706	
その他	6,675	
医療	薬価 2,158 衛生費 1,061 嘱託医 1,342	1.0
雜	貸付金 1,489 採用物品代 1,566 月賦品代 832 産報会費 491 退職積立金 958 その他 7,556	2.8
合計	15万8,286円 (1人平均 28.57円)	34.7
差引精算額	29万7,227円 (1人平均 53.65円)	65.3

注 引去人員は日本人、朝鮮人鉱夫 5,540 名。

出所：前表に同じ。

表14 賃金実績 (常磐炭礦(株))

(1944年12月分)

種別	平均日収	平均月収	在籍人員
坑内夫	採掘工手	7.77 円	
	〃補手	4.82	
	支柱工手	6.83	
	〃補手	4.52	
	平均又は計	5.271	5,239名
間接夫	日本人男	4.998	2,712
	朝鮮人男	4.127	671
坑外夫	日本人男	3.805	1,785
	朝鮮人男	2.797	509
日本人女 係員助手	1.629	36.82	1,614
	5.000		
平均又は合計		94.57	12,530

注 各種手当を含み、賞与は含まない。

出所：常磐炭礦(株)「労務関係者優遇関係綴 昭19~20年」

表15 作業能率 (入山採炭(株))

一切羽における労働力構成	炭掘進(高8尺、幅12尺)	
	一人延尺	一方火薬量
。日本人 4名 。朝鮮人 3名 } 7名	0.8 尺	18 瓦
。朝鮮人 8名 (訓練2年ノ者先山)	0.51 63%	23 +30%
。朝鮮人 8名 (訓練3ヶ月ノ者先山)	0.25 31%	27.5 +50%

出所：入山採炭(株)坑務所技術部、小林世志三郎の日誌(1942.7.9付)。

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い（長澤）

軍事費の優先的確保に狂奔したが、常磐炭田の個別石炭資本はこうした国家の貯蓄奨励政策を日朝鉱夫に強要することによって日帝の侵略戦争を財政的に後押ししただけでなく、これを朝鮮人労務管理に積極的に活用したのである。即ち常磐炭礦㈱の「半島労務者預金並ニ送金取扱規程」の目的に「逃走防止ノ有力ナル対策」と明記され、朝鮮人鉱夫の賃金は毎月四・五円の当座小遣い錢以外は全額一時預り金と称して郵便貯金をなし、会社会計係や寮長が貯金通帳その他を管理して隨時朝鮮の故郷に送金する等の仕組にして、朝鮮人鉱夫本人は容易に貯金を払出せない制度になつていた。

もつとも朝鮮人鉱夫一人一か月の送金額は七・八円程度で（表16）、これは賃金の約一割相当にすぎなかつた。といふのは全鉱員平均でさえ賃金の三分の一以上を控除され可処分額（差引精算額）が月々五〇円余であるから、ほとんどが寮生活をする朝鮮人鉱夫の可処分額は賄料控除によつてさらに少額になつた（表17）。さらに配給食糧の減少に伴う食費（高価なヤミ食糧の購入等）の自己負担増加を考慮すればこの送金額も彼らのギリギリの額であり、まさに血と汗の結晶であつたと言わなければなるまい。

ところで鉱夫賃金に対する税・保険・貯金の控除率は二〇パーセントを超えるほどの高負担になつてゐるが（表17）、

これらは結局日帝の戦費調達源となつた。たとえば常磐炭田各社の国民貯蓄組合による報国貯金（愛國貯金）、国債貯金や鉱夫扶助規則による一般貯金の金利は年利五・六パーセントにすぎず、激しい戦時インフレーションによつて実質残高は大幅に目減りし、国債がごときは敗戦後の償還時にはほとんど紙くず同然であつた。従つて本来、可処分額となるべき貯金のうち、小遣い錢を除く大部分を強制貯蓄にされ容易に払出せなかつた朝鮮人鉱夫の場合は、その労働を直接収奪されただけでなく、財政面からも日本人鉱夫以上に巧妙に搾取されて、日帝の侵略戦争遂行への協力を強制されていたと言えよう。

（以下、次号）

(1) 福島県の双葉、石城（いわき）の両炭田及び茨城県の茨城炭田の總称。

(2) 福島県警察部文書。

(3) 三井鉱山㈱藤原炭鉱。一九三〇年に休山。

(4) (2)に同じ。

(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22)

(1) 福島県の双葉、石城（いわき）の両炭田及び茨城県の茨城炭田の總称。

(2) 福島県警察部文書。

(3) 三井鉱山㈱藤原炭鉱。一九三〇年に休山。

(4) (2)に同じ。

(5) 木山茂彦（常磐炭礦㈱磐城礦業所労務課長、常磐興産㈱常務取締役などを歴任）による。

(6) 福島県の双葉、石城（いわき）の両炭田及び茨城県の茨城炭田の總称。

(7) 福島県警察部文書。

(8) 三井鉱山㈱藤原炭鉱。一九三〇年に休山。

(9) 木山茂彦（常磐炭礦㈱磐城礦業所労務課長、常磐興産㈱常務取締役などを歴任）による。

(10) 福島県の双葉、石城（いわき）の両炭田及び茨城県の茨城炭田の總称。

(11) 福島県警察部文書。

(12) 福島県の双葉、石城（いわき）の両炭田及び茨城県の茨城炭田の總称。

(13) 福島県警察部文書。

(14) 福島県警察部文書。

(15) 福島県警察部文書。

(16) 福島県警察部文書。

(17) 福島県警察部文書。

(18) 福島県警察部文書。

(19) 福島県警察部文書。

(20) 福島県警察部文書。

(21) 福島県警察部文書。

(22) 福島県警察部文書。

(8) たとえば大手資本の入山採炭㈱（常磐炭礦㈱の前身）では朝鮮人を雇傭しない旨の「不文律」があり、一九三九年以前には朝鮮人鉱夫は在籍しなかつたといわれる（前出、木山茂彦による）。

ただし大手資本の古河鉱業㈱、東邦炭礦㈱は九州、北海道にも炭鉱を所有しており、社内内部での経験交流はあったのかも知れない（戦時下の東邦櫛形の例は後述する）。

(9) たとえば筑豊炭田の大手資本（麻生、三菱、貝島、東邦ほか）は一九三八年四月末現在、朝鮮人鉱夫を三・七四名就労させていた（筑豊石炭鉱業会文書）。

(10) 一九三七年七月二八日提出の石炭鉱業連合会の答申書では、計画期間中の会員炭鉱の石炭供給を三・八四万トン（三七年度）から四二三・三万トン（四一年度）に三九ペーセントの増産を見込んでいた。

(11) 一九三四年一二〇月三〇日閣議決定「朝鮮人移住対策ノ件」をめぐって、政府部内に不一致があつたといわれる（厚生省「第八回帝国議會参考資料」）。

(12) 石炭統制会労務部「昭和一七年一月労務者ト出炭能率」、各地方石炭鉱業会でも石炭鉱業連合会の指示で炭鉱ごとの希望朝鮮人數を取りまとめ、一九三九年五月に地方鉱山監督局に陳情している（『常磐石炭鉱業会報告』昭和一四年五月の二）。

(13) 「昭和一四年度労務員実施計画綱領」（公文別録）。

(14) 朴慶植は総数（実績数）で約一五〇万名、うち石炭産業に約六〇万名としているが（『在日朝鮮人運動史』三二二頁三一書房一九七九）、過大と思われる。もとも朴は一方

では、これらの数字を厚生省の計画数ともとれる記述をしている（『天皇制國家と在日朝鮮人』一三四頁 社会評論社一九七六 増補改訂版は一九八六）。

(15) なお一九三九・四二年度の労員総数二七万三五八三名、うち石炭産業には一六万七八〇八名という数字もある（移入半島人労務者状況調）——旧陸軍海軍関係文書）。

(16) 厚生省「第八回帝国議會参考資料」では、一九三九・四二年度の被強制運行朝鮮人の各年度の死亡者数をそれぞれ八年、四〇六名、六六四名、六一五名としている。

(17) 朴は一九四〇・四五年の死傷者数を約三〇万名うち死亡者数を六万名と推定した（『天皇制國家と在日朝鮮人』一三六頁、「在日朝鮮人運動史」三一四頁）。なお朴は『朝鮮人強制運行の記録』（九一頁）で、日本への運行総数を約一〇〇万名として、死亡者数を六万四千名と推定していた。

(18) 石炭鉱業連合会加盟炭鉱（大手資本）分だけで、一九四一年一〇月末までに六〇五三名の労働者が打切られた（田中直樹『近代日本石炭労働史研究』五九六頁 草風館一九八四）。

(19) 日本人短期鉱夫は、勤労報國隊員、季節鉱夫、挺身隊員（会社、土建、府県、女子）、学徒（通年、その他）、天理教徒、囚人などで構成された。

(20) 北炭平和、北炭赤間、三井新美唄。

(21) 『夕刊磐城新聞』による。

(22) 『近代日本炭礦労働史研究』五九一頁。

戦時下常磐炭田における朝鮮人鉱夫の労働と闘い（長澤）

(23)

このほか石炭統制会東部支部管内では

東北鉱山㈱前田炭礦

（秋田県）

鰐生産業㈱田川〃

（山形県）

にも朝鮮人が勤員された。しかし高萩炭礦への被強制運行朝鮮人の勤員はなく、朴の記述は誤りである（『朝鮮人強制連

行の記録』一三一頁）。

(24) 炭鉱統合実施要綱により磐城炭礦㈱（内郷・磐崎）と入山採炭㈱（湯本）が一九四四年三月三一日に合併、創立された。

それぞれの子会社である神ノ山（四一年一月創立）、中郷（四一年三月創立）の両礦も同年一〇月に吸收合併された。

(25) 総数についてはすでに朴と山田の推定値がある。

朴 六万八八九五名、年平均約一万四千名（『朝鮮人強制連行の記録』一三二頁）。

山田 一万五千と二万名（前掲論文）。

なお一九三九と四二年度の常磐炭田への勤員数として一万

一一六二名という数字もある（『移入半島人労務者状況調』）。

(26) 四四年八月一日の閣議決定「樺太及釧路ニ至ケル炭礦労務者、資材等ノ急速転換ニ関スル件」に基づき、南樺太の四炭鉱から三四三名の朝鮮人が現貢徴用を受けて常磐炭田の五炭鉱（輸形、小田、山口、山一）に再連行されて来た。詳しく述べ拙稿「戦時下南樺太の被強制連行朝鮮人炭礦夫について」（『在日朝鮮人史研究』一六号、一九八六、一〇）参照。

(27) 常磐湯本、古河好間ともに陸軍省令第三二号（A案）に付属派遣規則に依らざるものに基づき、俘虜鉱夫は陸軍省俘虜管理部の直接管理下に置かれた（それぞれ仙台俘虜収容所第一、第二分所と呼ばれた）。従つて敗戦後の横浜裁判では会

社職員は起訴を免れている。

(28) 一九四二と四三年に磐城、入山、大日本が相次いで中国人の勤員希望を申請したが、結局実現に至らなかつた（石炭統制会東部支部文書）。従つて、石田の記述は誤りである（前掲書、一五四頁）。

(29) 一九三九年九月と四〇年五月の常磐石炭鉱業会会員炭鉱（磐城、入山、古河好間、大日本勿来）の朝鮮人鉱夫の逃走率（勤員数に対する逃走数の割合）は二五・三パーセントに達した。常磐炭田が京浜工業地域に近いという地理的特色を考慮しても、九州・宇部一六・九パーセント、北海道一二・一パーセントよりかなり高い（『近代日本炭礦労働史研究』五九三と五九五頁）。

(30) 中央協和会朝鮮人労務者問題研究委員会決定の「移入労務者訓練及取扱要綱」を原則にして、各地方各事業場ごとに業態実情に応じて実施要綱を作成し提出することを求められた。

(31) 拙稿「日帝の朝鮮人炭礦労働者支配について」（参考）。

(32) 入山採炭㈱では朝鮮人労務管理法を確立するのに三年間を要したといわれる（木山茂彦による）。なお、北海道炭礦汽船労務課長、前田一の『特殊労務者の労務管理』は翌四三年に刊行された。

(33) 石炭統制会東部支部文書。

(34) 磐城炭礦㈱「半島労務者募集用・就業案内」（一九四二年頃のもの）。

(35) 拙稿「日帝の朝鮮人炭礦労働者支配について（続）」（参考）。

(36) たとえば初給標準日給を見れば、朝鮮人の間接夫は日本人よりも一〇と一五錢低く、これが坑外夫では三五と五〇錢も

低い。

(37) 朝鮮人鉱夫の年齢が日本人鉱夫よりも若いことも、朝鮮人の賃金に不利な影響を与えた（表19参照）。

(38) それは労働科学研究所『半島労務者勤労状況に関する調査報告』（一九四三）四九頁所収の断片的資料にも示されている。なお朝鮮人直接夫と共同稼働する際の不利益を考慮して、日本人直接夫に対し五〇と一五錢の「半島人鉱夫指導手当」を支給する入山採炭㈱の例もあった。

(39) 常磐炭礦㈱「労務関係者優遇関係綱要」（昭和一九と二〇年）。

(40) 大原社会問題研究所『太平洋戦争下の労働者状態』（一九六四）六五頁。

(41) (42) (43) (44) (45)

金忠鎮（忠清南道から一九四三年一二月に古河好間に勤員された）によれば、送金する余裕が全然無かつたという。

勤労者年金保険法による控除額は、坑内夫で標準報酬月額一〇円に付き四〇銭、坑外夫で同じく三二銭であった。

たとえば古河好間の鉱員賃金規則（一九四四年改正）によれば、鉱員積立金が賃金の五パーセント、報酬金と国債賃金がそれぞれ三・五パーセントを控除された。